

令和7年あきる野市農業委員会 12月総会議事録

令和7年12月23日（火）午後1時30分、令和7年あきる野市農業委員会12月総会は、あきる野市役所別館3階、第1会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、武田竜哉、平野久雄、本郷朝次、山崎勇、橋本敦美、長濱一郎、山崎健、佐藤裕美子、米倉孝臣、大福哲也、志村修司、渡邊博朗

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

田中利明、栗原剛、野崎忠、小川金二、嶋崎三雄、小澤正幸

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 松村直人 ・ 事務局次長 岩田英明 ・ 事務局 水葉幸恵、森みな美

議事日程

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の許可について |
| 第2号議案 | 農地法第4条の規定による許可申請の進達について |
| 第3号議案 | 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について |
| 第4号議案 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について |

開会 午後1時26分

(事務局長) 皆さま、こんにちは。定刻前ですが、皆さまお揃いですので始めたいと思います。

早いもので今年最後の総会となりました。改めまして1年間どうもありがとうございました。また、先日開催されました農ウォークにご協力いただきました委員の皆さま、ありがとうございました。天候にも恵まれて野菜もすごいいっぱいもらって、皆さん、本当に感謝しておりました。どうもありがとうございました。それでは、ただ今から令和7年あきる野市農業委員会12月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をお願いします。

(会長) 皆さま、こんにちは。お忙しいところ総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。今、お話がありました、農ウォークに協力していただいた委員の皆さま、ありがとうございました。私も一緒に回ってみて、参加費500円ということなのですが、3ヶ所回って、協力していただいた農家の方もかなり頑張って農産物を出していただきまして、持ちきれないほどの野菜を、ハクサイ、ネギ、カブですかね、ハクサイでもう持ちきれないなと思ったんですけど、カブとネギまでありましたので、お客さんも大満足で終わったんじゃないかなと思います。例年、参加してくれる人もいるのですが、このところ、新しい人も参加していただけるので、徐々に農業を応援する人の輪が広がってくれるといいなと思いました。農ウォーク、本当にありがとうございました。また、今年はあと1週間あまりとなりまして、来年はどんな年になるのか分かりませんが、農産物が高いというのは、要は物が無いということですので、いい天候に恵まれて、作物が豊富にできるようなことを祈念いたしまして、今年1年お世話になりました。ぜひ皆さま体に気をつけて来年をお迎えください。

(事務局長) ありがとうございました。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。諸報告、11月27日に開催されました、令和7年度全国農業委員会会長代表者集会および都内選出の国会議員との意見交換会に私が出席しました。12月12日に開催されました、農地流動化現地見学会に本郷委員、志村委員、田中委員及び小澤委員が出席しました。ありがとうございました。また、12月13日に農ウォークが開催され、多数の委員にご協力いただきました。お忙しいところ、ありがとうございました。諸報告は以上です。本日の署名委員は橋本委員と長濱委員になります。よろしく願いいたします。

(事務局長) はい。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となっておりますので、会長、よろしく願いいたします。

(議長) 本日の出席委員は、農業委員14名、推進委員6名の合計20名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。本日はご本人をお呼びしている案件が1件ございますので、そちらから先に審議いたします。それでは、第4号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書4ページ目をご覧ください。第4号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画については、次のとおり承認する。令和7年12月23日提出。あきる野市農業委員会、

会長、甲野富和。

(第4号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の佐藤委員、説明願います。

(佐藤委員) はい。12月17日に事務局2名、小川委員と私の4名で現地に行ってまいりました。地図は5ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現地は耕耘されていて、奥の方に落ち葉の山や、藁などがまとめて置いてありまして、今回借りる予定の〇〇さんが耕耘されたと聞いております。現地は〇〇さんのご自宅から自転車で来れるような近い所にありまして、2月から借りる予定になっているようなのですが、すでに一生懸命作業されて、熱意を感じられました。耕運機などはお持ちのようです。以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と佐藤委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか。よろしいですか。ご本人がいらっしゃるのです、何か意見がありましたらぜひよろしく願います。それでは、ご本人をお呼びいたします。願います。

(〇〇氏 入室)

(議長) 本日はお忙しいところ、ありがとうございます。早速ですが、自己紹介と今後の抱負、計画等ありましたら、お話いただきたいと思っております。願います。

(〇〇氏) はい。よろしく願いいたします。●●の●●●番地におります、〇〇〇〇と申します。昭和●●年生まれなので、今年●●歳なのですが、まだ畑を頑張りたくて、今回このような形でお借りできること、嬉しく思っております。今まで、ここに来る前は●●●の区民農園ですとか、●●市の農園を借りたりして、あちこち転々としていたのですが、この度ここでお世話になることになりまして、農林課の方からもご紹介いただいたので、●●●の方でお借りすることになりました。今後なのですが、今、●●●の方でも●●●坪ぐらいの所を耕しておりますので、その経験も使って、今、残っている種芋みたいなジャガイモとか、サトイモとかをメインに、あと、サトイモは日陰が好きなので、日陰を作るためにトウモロコシを植えてみたりしてみようかなと思っております。ただ、今回の所の土地をちょっと耕してみたのですが、田んぼだった所のように、石ころが小さいのから大きいのから、たくさん出てくるので、どれぐらいで作物ができるようになるのかちょっと分からないのですが、何かお知恵があったら皆さまでからお借りしたいなと思っております。以上です。今後ともよろしく願いいたします。

(議長) はい。ありがとうございます。ご本人の説明が終わりましたが、何かご質問ございますか。

(小川委員) こんにちは。小宮久保の小川金二と申します。今日のご苦労様です。現地を先日見に行ってきた。耕耘されて作物が作れるような状態になっているのを確認してきたのですが、農機具などはどんな物があるのか、あと、今おっしゃっていましたように、田んぼの一部なので、大分砂利が、川の隣だから砂利がいっぱい出るんだけど、どんな作付け計画なのか、何をやりたいのか、詳しく教えてもらいたいです。よろしく願います。

(〇〇氏) はい。分かりました。砂利は濾して段々よけていって、今、腐葉土を入れているんです

けど、藁とかも調達しましたので、それとあと、今まで耕している●●●の所の土を少し運んだりして、載せていこうと思っています。耕運機は小型の物と刈払機もありますし、他に鍬とかスコップとか全部揃っています。あと、主人が軽トラを運転するので、ホームセンターで肥料とかそういうのも買って、運び出しとかも可能です。以上です。

(小川委員) はい。ぜひ、草を作らないように頑張ってもらいたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(〇〇氏) ありがとうございます。恐れ入ります。

(議長) 他にご質問ございますか。よろしいですか。それでは、ぜひ頑張って作っていただきますように、よろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

(〇〇氏) はい。よろしくお願いいたします。お世話になります。ありがとうございました。失礼いたします。

(〇〇氏 退室)

(議長) 何か他にご質問はございますか。よろしいでしょうか。田んぼは石があるのですか。

(小川委員) 川の隣だからね。川の所に堰堤作ったのか、堰を作ったのかよく分からないんだけど、昔のことだからね。普通の田んぼ。

(議長) 他によろしいですか。

それでは、ないようですので、番号1の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、第1号議案、収受107について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書1ページ目をご覧ください。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和7年12月23日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・収受107 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受107について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) はい。先日、17日に堀江職務代理と私、事務局、計4名で現地調査をしてまいりました。地図は6ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

細長い畑なんですけど、現時点では耕耘されて、ちょっと草混じりの耕耘だったので、もう一度ぐらい耕耘すればきれいに仕上がるかなと、そうすれば作付けできるかなという状況ではあります。特に問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と長濱委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、収受107について、農地法第3条の規定による許可申請の許

可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、
経由4について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書2ページ目をご覧ください。第2号議案、農地法第4条の
規定による許可申請の進達について。農地法第4条第1項の規定による次の許可申請については
意見を付して同法施行令第7条の1の規定により東京都知事に進達するものとする。令和7年
12月23日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・経由4 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、経由4について、担当の小川委員、説明願います。

(小川委員) はい。12月17日に佐藤委員と事務局2名で現地を確認いたしました。地図は7
ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

申請人の〇〇〇〇さんのご主人様は何年か前に亡くなっているのですが、この都道ができた
時に、自宅の庭を大部分取られてしまって、それでこの自宅の後ろの所に畑、それと〇〇〇-〇、
三角形の所が原野になっているんですけど、実際はちょっと草が生えているぐらいの所で畑を
やっていたのかなという感じで、この原野の所も今回入っているんですけど、原野の北東の所と
△△△-△、□□□の一番奥の所にプレハブがもう建っているんですね。それと、△△△-△
と□□□にはもう砂利が敷いてあると。お孫さんとか、その一族の自宅の駐車場用地として、
すでに利用されているというような現況です。とりあえず、都道の拡幅の時に庭がなくなって
しまったということで、仕方がないのかなという気はするんですけど、あとは事務局の方で東京
都に話がいつているようなので、その部分、私も説明を聞いてないので、説明を受けたいと思
います。よろしく願いいたします。

(議長) 続きまして、転用理由について、事務局より、説明願います。

(事務局) はい。転用理由書が提出されておりますので、読み上げます。

(転用理由書 朗読)

以上でございます。

(議長) ただいま、事務局と小川委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございま
すか。

(嶋崎委員) これはこの前の一緒で、今回は知らないで、勝手にやっちゃったということで、
改めてということですね。

(事務局長) そういうことです。

(嶋崎委員) 分かりました。

(議長) 他にございますか。よろしいですか。まあ、こういうケース、出てくるんだと思うんです
けど。知らしめてないから、分からないと言えば分からないですよ。やっちゃいけないですよ、
というのを。

(事務局長) 今回のように都道の拡幅で、という事情があると・・・

(嶋崎委員) 分かるよね。気持ちは。

(議長) 他にご質問はよろしいですかね。

それでは、ないようですので、経由4の農地法第4条第1項の規定による許可申請については、意見を付して進達する事に、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、進達することにいたします。続きまして、第3号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書3ページ目をご覧ください。第3号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和7年12月23日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の堀江委員、説明願います。

(堀江職務代理) はい。同じく12月17日に長濱委員と事務局、計4名で現地確認に行っていました。地図は8ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

住宅地の中に●, ●●●㎡ほどの畑が一角ありまして、その右下が〇〇さんの畑になっています。当日、〇〇さんは息子さんと2人で農作業に来ていました。〇〇〇番は現状ではきれいに耕耘されておりまして、普段はいろいろな野菜を作っているそうです。南の一角の方は、10月に納税猶予の確認で行った時は、まだきれいになってはいなかったのですが、今回はきれいにしてありまして、以前作っていた果樹等の場所も片付けてありましたので、問題なく営農をしていると思われまして、以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と堀江委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、〇〇〇さんは引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書3ページ目をご覧ください。

(第3号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の大福委員、説明願います。

(大福委員) はい。説明をさせていただきます。12月17日に山崎健委員と事務局2名と共に現地調査に伺いました。地図は9ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

当該圃場の現在の状況なんですけれども、おおよそ半分ほどの畑にノラボウ、タマネギ、ナガ

ネギ、ヤツガシラが植え付けてありました。残りの畑の所はきれいに耕耘されておりましたので、しっかりと管理されていますので、特に問題はないかと思えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

(議長) ただいま、事務局と大福委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、報告事項に移ります。専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、お手元の令和7年あきる野市農業委員会12月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、1月26日、月曜日、午後1時30分より、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室で行う予定です。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後1時55分